

特定非常災害時における建築確認等の手数料の免除について

制定 2026 年 7 月 29 日

特定非常災害によって指定された災害によって滅失又は破損した住宅の居住者が建築主となる建築確認（計画変更を含む。）、中間検査、完了検査、省エネ適判（計画変更を含む。）等（以下「建築確認等」という。）に伴う申請手数料については、町田市手数料条例第5条第2項により免除ができることとする。

については、町田市手数料条例施行規則第2条第2項第4号の具体的な運用方針を下記のとおり定める。

記

1. 対象要件（以下の要件がすべてあてはまる必要があります。）

- ・ 特定非常災害による罹災証明により「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」と判定された住宅の居住者であること。
- ・ 対象となる建築物の用途は、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（以下「住宅等」という。）であること。ただし、住宅等にそれ以外の用途に供する部分が兼用または併用している建築物で、その床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満であり、かつ、50 m²以下の場合については対象とする。
- ・ 対象となる建築物全体の延べ面積は175 m²以内であること。

2. 免除対象手数料

- （1）確認申請手数料
- （2）対象建築物に設置する建築設備に関する確認申請手数料
- （3）対象建築物の敷地のために築造する擁壁に関する確認申請手数料
- （4）法43条2項の許可・認定及び地区計画等の認定に係る手数料
- （5）計画変更確認申請手数料（（2）の建築設備及び（3）の擁壁を含む）
- （6）中間検査申請手数料
- （7）完了検査申請手数料（（2）の建築設備及び（3）の擁壁を含む）
- （8）建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料
- （9）建築物エネルギー確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料（軽微変更該当証明申請を含む）

3. 免除期間

手数料免除の終期については、特定非常災害の被害状況に応じて、災害ごと個別に判断を行う。

4. 申請方法

申請者は建築物の建築確認等を提出する際に、1の対象要件を満たしていることを証する書類（地方公共団体が発行した罹災証明と申請書の住民票等）を添えて、別紙に定める申請手数料免除申請書を提出する。